

市第 100 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第27条第 3 項中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平
成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定
保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

（横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正）

第 2 条 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関
する条例（平成26年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように
改正する。

第10条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域
法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 2 項の国家戦略特別区
域限定保育士を含む。）」を加える。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の表備考 1 中「第18条の18第 1 項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第 5 条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号ア中「第18条の18第 1 項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「による保育士」の次に「又は同条第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「」及び保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員)

第 27 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 第 1 項の乳児院の看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。ただし、乳幼児 10 人を入所させる施設には 2 人以上、乳幼児 11 人以上を入所させる施設には 2 に乳幼児の数が 10 を超えておおむね 10 を増すごとに 1 を加えて得た数以上看護師を置かなければならない。

(第 4 項から第 9 項まで省略)

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員)

第 10 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格

を有する者

(第 2 号から第 9 号まで、第 4 項及び第 5 項省略)

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(職員の数等)

第 6 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
(省 略)	
<p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項の普通免許状をいう。備考 1 において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 18 第 1 項(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。</p> <p>—の登録(備考 1 において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>(2 から 4 まで省略)</p>	

(第 4 項及び第 5 項省略)

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（職員）

第23条（第1項省略）

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。

（第1号、第2号及び第3項省略）

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（法第3条第1項の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。
。

（第1号から第4号まで省略）

- (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保育士又は同条第2項の国家

戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

（イ及び第6号から第11号まで省略）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第10号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ、第2号及び第2項から第6項まで省略）

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（従業者の員数）

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項の児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）

（アからウまで、第4号から第6号まで及び第2項から第4項まで省略）